

資格確認Q & A

項目

1 全般

Q1 資格確認の目的…p. 14

Q2 被扶養者資格確認票その1の記載内容に変更がある場合の取扱い…p. 14

2 提出書類（所得証明書関係）

Q3 所得証明書上、給与収入が少額でも給与明細書は必要か…p. 14

Q4 給与明細書を提出しているのに所得証明書を提出するのはなぜか…p. 14

3 夫婦共同扶養

Q5 夫婦共同扶養に該当するのはどのような場合か…p. 14-15

4 収入関係

Q6 収入に含める年金等は、どのようなものがあるか…p. 15

Q7 所得証明書に記載されない給与（就労支援施設での工賃等）の取扱い…p. 15

Q8 日本学術振興会から支給される研究奨励金の取扱い…p. 15

Q9 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増により収入限度額を超過した場合の取扱い…p. 15

Q10 給与収入と固定的収入（年金収入等）がある者の取扱い…p. 16

Q11 事業収入があるとき収入額から控除することができる経費について…p. 16

5 その他

Q12 別居している被扶養者への送金額について…p. 17

Q13 被扶養者が施設に入所した場合、継続して被扶養者とすることができますか…p. 17

Q14 被扶養者の配偶者の収入を記入する理由…p. 17

1 全般

Q1 資格確認の目的は何か。

健康保険の保険者は、加入者の資格、被扶養者の資格を確認することとなっています。

公立学校共済組合では、給付事業等の適正な執行をするため、毎年度、被扶養者の認定状況の確認を実施しています。

Q2 「被扶養者資格確認票その1」の記載内容に変更がある場合の取り扱い

「被扶養者資格確認票その1」は、令和7年7月25日時点の情報に基づき作成されています。そのため、令和7年7月26日以降、支部で受理した「組合員情報等変更申告書」により組合員情報の変更手続きをした内容は反映されていないため、変更箇所を二重線で消して訂正内容を記入してください。(訂正印は不要)

なお、組合員情報の変更手続きをしていない場合は、前述のとおり訂正するとともに速やかに「組合員情報等変更申告書」を提出してください。

2 提出書類

Q3 所得証明書上、給与収入が少額でも給与明細書は必要ですか。

所得証明書に記載されている給与収入は、前年1月から12月の収入のため、年の途中から働き始めた方等は少額な金額となります。被扶養者資格確認においては、今年8月までの収入の確認を行うため、所得証明書の金額が少額であっても給与明細書の提出は必要です。

また、被扶養者の基準月額(108,334円)を超えていないかの確認のためにも、毎月の給与明細書の提出が必要です。

Q4 給与明細書を提出しているのに所得証明書を提出するのはなぜですか。

所得証明書により認定基準額である年額130万円(又は180万円)を超えていないかを確認するとともに、収入の種類(給与収入、年金収入、事業収入等)を確認するために提出をお願いしています。

3 夫婦共同扶養

Q5 夫婦共同扶養に該当するのはどのようなときですか。

「夫婦が共同して扶養している」とは、対象となる者(姻族も含む)が夫婦と同一世帯にあり、その生計を夫婦の収入により維持している状況をいいます。

ただし、子については、同居、別居を問わず夫婦が共同して扶養しているものとします。

1 夫婦どちらの被扶養者となるか

(1) 夫婦が共同扶養しているときに、夫婦いずれの被扶養者とするかを判断する基準は、次の3点です。

ア 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とすることを原則とする。

イ 夫婦双方の年間収入が、同程度である場合（※）は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

（※）公立学校共済組合では、前年分の年間収入で比較し、多い方の1割以内の差であるとき同程度として取り扱う。

ウ 夫婦の双方又は一方が共済組合の組合員であって、その被扶養者に関し、扶養手当が支給されているときは、支給を受けている者の被扶養者とすることができます。

（2）夫婦がともに組合員であるときは次のとおりです。

ア 扶養手当が支給されている者は、支給を受けている方の被扶養者とする。

イ 扶養手当が支給されていない者は、申告があった方の被扶養者とする。

2 夫婦共同扶養の事例

夫婦と妻の母が同一世帯で、会社員である夫の年収が600万円、組合員である妻の年収が500万円のとき、組合員が母に対する扶養手当を受給していれば組合員の被扶養者となり、扶養手当を受給していなければ、夫の被扶養者となります。

4 収入関係

Q6 収入に含める年金等は、どのようなものがありますか？

受給しているすべての額を年金収入の欄に記入してください。

【見落としやすい年金等の例】

- ・障害年金、遺族年金（非課税年金等、所得証明書に記載されない年金）
- ・厚生年金基金の年金、企業年金
- ・公務災害、労働災害による補償年金
- ・生命保険契約等に基づく個人年金、貯蓄型の個人年金（財産形成貯蓄など）
- ・扶助料（公的年金を受給しない障害者（児）への手当）

Q7 所得証明書に記載されない給与（就労支援施設での工賃等）の取扱い

所得証明書に記載されなくとも給与であり、収入となりますので報告してください。

Q8 日本学術振興会から支給される研究奨励金の取扱い

日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金は支給の性質上生活補助的な面もあるので恒常的な収入に該当します。

ただし、一般的な奨学金（日本学生支援機構）は収入には該当しません。

Q9 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増により、収入限度額（年収130万円又は180万円）を超過した場合の取扱い

人手不足による労働時間延長等に伴い一時的な収入増があった場合に、一定の条件を満たせば収入限度額を超過しても引き続き被扶養者として認定が可能となりました。

上記に該当し被扶養者の認定継続を希望される方は、P.2～II提出書類の他に別添様式『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』※の提出をお願いします。

なお、提出される場合は事前に「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」※をご確認いた

だき、該当する場合のみ提出してください。

※『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』、「事業主の証明による被扶養者認定 Q&A」については、公立学校共済組合愛知支部の公式 HP をご覧ください。



愛知支部トップページ-手続きナビ-組合員資格・年金の手続き
-扶養に関する手続き-被扶養者の一時的な収入変動による収入限度額(年収の壁)の超過について)

Q10 給与収入と固定的収入（年金収入等）がある者の取扱い

被扶養者に給与収入と固定的収入（年金収入等）の両方がある場合、本来の収入基準額である 130 万円（又は 180 万円）から固定的収入の額を差し引き、残った額が他の収入基準額となります。

【例：年金収入が 120 万円ある場合】

- $180 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円} = 60 \text{ 万円}$ ← 固定的収入以外の年収基準額
- $60 \text{ 万円} \div 12 \text{ か月} = 5 \text{ 万円}$ ← 固定的収入以外の月収基準額（3 か月超過の基準額）

この場合、他にアルバイト等の給与収入があるとすると、年額が 60 万円、月額が 5 万円という基準になります。

Q11 事業収入があるとき収入額から控除することができる経費は何ですか？

扶養認定における所得は、所得税法上の所得金額の計算に関係なく、事業収入を得るために社会通念上明らかに必要と認められる経費に限りその実額を控除することができます。

ただし、事業内容によっては以下とは異なる場合もあります。

① 控除できる経費の例

仕入原価、荷造運賃、給与賃金、種苗（素畜）費、肥料（飼料）費、作業用衣料費、農具費、雇入費、農薬・衛生費、外注工賃

② 家事関連部分と明確に分けることができるものに限り控除できる経費の例

修繕費、管理費、通信旅費研修費、旅費交通費、動力光熱費、光熱水費、通信費、地代家賃、消耗品費、車両費、リース料

③ 控除できない経費の例

租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、支払利息、貸倒金、貸倒引当金、青色申告控除額、農業共済費、土地改良費、廃棄損、利子割引料、新聞図書費、会議費、雑費、手数料、借入金利子、専従者給与

5 その他

Q12 別居している被扶養者への送金額について教えてください。

組合員が送金する金額が、被扶養者の収入額（組合員以外の者の送金を含む）の3分の1（33%）以上であることが要件となります。

なお、組合員以外の者の送金もある場合、組合員の送金額が一番多いことが必要です。

また、別居している被扶養者に同居者がいる場合は、同居者の収入の確認も必要です。（同居者が被扶養者の場合は収入に含めません）

【具体例】被扶養者の年金収入	70万円
組合員の送金・負担額	190万円
その他の者の送金等	80万円
合計	340万円
	190 ÷ 340 = 0.56 → 3分の1以上である

Q13 施設に入所した場合、継続して被扶養者とすることができますか？

特別養護老人ホーム・障害者等授産施設などに入居したときは、組合員の費用負担があれば、生計維持関係があるものとみなし、継続して被扶養者とすることができます。

「被扶養者資格確認票その2（C生計維持申立書）」に生計維持関係の詳細を記載してください。

Q14 被扶養者の配偶者の収入を記入する理由は何ですか？

扶養義務がある他の親族の収入が多いときは、被扶養者とすることはできないからです。

資格確認においては、被扶養者に配偶者がいて、一定の収入があると見込まれるときに主たる生計維持者の判断を行うため、記入をお願いしています。